

医療費助成事業の中学生の給付方法が変わります。(お知らせ)

これまでの「未就学児」「妊産婦」「小学生」に加え、令和2年8月から「中学生」も医療費助成事業の「現物給付」の対象となります。

現物給付とは

医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、受給者証に記載のある負担額までの支払いで医療機関を受診できる制度です。(保険が適用となる診療に限ります。)

※一部負担金とは、医療機関への支払額のことで。

現行	償還払い	一部負担金 (医療機関ごと・1カ月当たり)
通院	保険診療分の支払いのあと、右記の自己負担額を差し引いた金額が後日給付となる制度です。	750円 ※住民税非課税世帯は負担なし
入院		2,500円 ※住民税非課税世帯は負担なし



8月から	現物給付	一部負担金 (医療機関ごと・1カ月当たり)
通院	保険証と受給者証を提示することで、 <u>右記の自己負担額までの支払い</u> で保険診療を受診できる制度です。	750円 ※住民税非課税世帯は負担なし
入院		2,500円 ※住民税非課税世帯は負担なし

手続き方法

- 1 中学生の医療費助成受給者証をお持ちの方(申請済みの方)
7月中に現物給付の受給者証を郵送にて交付致します。
- 2 中学生の医療費助成受給者証をお持ちでない方(申請されていない方)
以下をお持ちのうえ、役場町民課にて申請下さい。
 - 1) 子どもの健康保険証
 - 2) 保護者の所得が確認できる次のいずれかの書類
 - ① 所得証明書(所得額、控除額、扶養人数、課税・非課税の記載があるもの)
 - ② 住民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)(注)1月1日に紫波町に住所がある場合は原則として不要です。
 - 3) 預金通帳(受給者本人または保護者のもの) ※貯蓄口座は除く
 - 4) 印鑑

この内容に関するお問い合わせ
町民課 保険年金係
019-672-2111 (内線1262、1265)